

1. 平成26年度地下水質測定結果について

1 検定の概要

水質汚濁防止法の規定により、県では毎年測定計画を作成し、国土交通省及び高知市と分担して、地下水の水質汚濁の状態を常時監視するために水質測定を行っています。

調査の方法は、あらかじめ地下水質の概況を把握するための「概況調査」を行い、その中で環境基準値を超過するものがあった場合は、「汚染井戸周辺地区調査」で汚染範囲を確認し、「継続監視調査」で継続して水質の変化を調査しています。

なお、テトラクロロエチレンが検出された高知市の井戸と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出された香美市の井戸については、周辺汚染状況を把握するために、「汚染井戸周辺地区調査」を行いました。

2 調査地点数

(1) 概況調査

市町村単位の概況調査を順次行っており、平成26年度は中央東福祉保健所及び幡多福祉保健所管内の市町村を中心に調査を実施しました。

市町村名	高知市	南国市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市	香美市	本山町	大豊町	土佐町	大月町	三原村	黒潮町	合計	市町村数
調査井戸数	6	3	2	2	5	3	3	1	1	1	1	1	2	31	13

(2) 汚染井戸周辺地区調査

テトラクロロエチレンが基準超過した井戸周辺の調査を実施しました。

高知市 1井戸

(3) 継続監視調査

過去に汚染等があった井戸について、汚染物質の推移の調査を実施しました。

市町村名	高知市	室戸市	南国市	土佐市	香美市	佐川町	合計	市町村数
調査井戸数	7	1	4	2	5	1	20	6

3 検出状況

(1) 概況調査

環境基準を超過した井戸はありませんでした。

なお、環境基準未満ではありますが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が27井戸、ふつ素が1井戸、ほう素が12井戸で検出されました。

項目	基準値 (mg/l以下)	濃度範囲 (mg/l)	調査 井戸数	検出 井戸数	基準超過 井戸数	検出された地点
セレン	0.01	<0.002 ～0.005	30	1	0	宿毛市
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	<0.025 ～ 4.7	30	29	0	高知市、南国市、宿毛市、土佐 清水市、四万十市、香南市、香 美市、本山村、大豊町、土佐 町、大月町、三原村、黒潮町
ふつ素	0.8	<0.08 ～0.12	30	3	0	高知市、宿毛市、黒潮町
ほう素	1	<0.02 ～0.12	30	7	0	高知市、宿毛市、土佐清 水市、四万十市、黒潮町

(2)汚染井戸周辺地区調査

高知市ではテトラクロロエチレンが、香美市では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が過去に検出された井戸の周辺を調査したところ、高知市の1井戸でテトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出されました。

項目	基準値 (mg/l以下)	濃度範囲 (mg/l)	調査 井戸数	検出 井戸数	基準超過 井戸数	地 区
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.007	1	1	0	高知市
トリクロロエチレン	0.03	0.004	1	1	0	
テトラクロロエチレン	0.01	0.026	1	1	1	

(3)継続監視調査

室戸市の1井戸でテトラクロロエチレンが、高知市の2井戸及び土佐市の1井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出されました。

他の井戸については、環境基準以下でした。

項目	基準値 (mg/l以下)	濃度範囲 (mg/l)	調査 井戸数	検出 井戸数	基準超過 井戸数	検出された地点
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0008 ～ 0.026	8	2	0	室戸市、佐川町
トリクロロエチレン	0.03	<0.002～0.003	8	2	0	室戸市、佐川町
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005 ～ 0.0040	8	7	1	室戸市、香美市、 佐川町
硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素	10	1.2 ～ 19	10	10	3	高知市、南国市、 土佐市、香美市

4 その他

地下水の汚染は、過去にクリーニング事業場で使用されたテトラクロロエチレン等の有機溶剤によるものと、農地周辺での施肥等の影響による硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素によるもの及び事業場から流出した六価クロムによるものがあります。

テトラクロロエチレンとその分解物質及び六価クロムについては、調査を継続していきます。

また、農地周辺については、今後とも調査を継続するとともに、施肥使用の適正化について農業部局とともに指導を行っていきます

【参考】地下水質環境基準及び適合状況

項目	基 準 値	調査井戸数	不適井戸数
カドミウム	0.003 mg/1 以下	30	0
全シアン	検出されないこと	30	0
鉛	0.01 mg/1 以下	30	0
六価クロム	0.05 mg/1 以下	32	0
砒素	0.01 mg/1 以下	30	0
総水銀	0.0005 mg/1 以下	30	0
アルキル水銀	検出されないこと	—	—
P C B	検出されないこと	25	0
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	39	0
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下	39	0
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1 以下	36	0
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下	39	0
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1 以下	39	0
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下	39	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下	39	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下	39	0
トリクロロエチレン	0.03 mg/1 以下	39	0
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	39	2
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1 以下	39	0
チウラム	0.006 mg/1 以下	30	0
シマジン	0.003 mg/1 以下	30	0
チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下	30	0
ベンゼン	0.01 mg/1 以下	39	0
セレン	0.01 mg/1 以下	30	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下	40	3
ふつ素	0.8 mg/1 以下	30	0
ほう素	1 mg/1 以下	30	0
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下	30	0
計		52	5

注 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号に定める方法により測定した場合において、結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

5 用語解説

○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素で、通常は環境中に広く低濃度で分布し、自然の窒素循環の中でバランスが保たれています。

しかし、近年、全国的にも地下水中の濃度が高くなっています。一般的には、過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透などが原因であると言われています。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が飲料水などに多く含まれていますと、血液の酸素運搬能力を阻害するメトヘモグロビン血症を引き起こし、特に外国では乳児が死亡した例もあるなど、人の健康を害する恐れがあります。

○テトラクロロエチレン

化学工業製品の合成原料、溶剤、洗浄剤など広い範囲の用途に使われています。また、ドライクリーニング溶剤として現在も使用されており、難分解性のため自然界に残留して深刻な土壤・地下水汚染を引き起こしています。揮発性で、大気中に放出されるため、人への健康被害も懸念されています。

人の健康への影響としては、肝臓や腎臓への影響や、発ガン性の疑いなどが報告されています。

○六価クロム

イオンの価数が六価のクロムを六価クロムといいます。六価クロム化合物には多くの種類があり、それぞれ顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理などに使われています。

環境中へ排出された六価クロム化合物は河川、海、土壤、水底の泥に存在していると考えられます。土壤中に入った六価クロムは、少量の場合は還元されて三価クロムに変化しますが、大量になると六価クロムのまま土壤中に存在したり、地下水に入ります。

人の健康への影響としては、発ガン性の疑いや、毒性として溶液に触ることによって炎症が生じることなどが知られています。